

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 7 月 8 日

更新日 令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒023-0402）^{イワテケンオウシュウシイサワオヤマアザスガヤチ}岩手県奥州市胆沢小山字菅谷地^{パンチ}131番地 1

名称（フリガナ）：^{イワテ}岩手ふるさと^{ノウギョウキョウドウクミアイ}農業協同組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事理事長 菊地 義孝

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jafurusato.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 6 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：^{マエサワギョウ}前沢牛、MAESAWA BEEF

4 明細書の変更

岩手ふるさと農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

① 品種の確認

岩手ふるさと農業協同組合は、肥育牛のと畜前に、全国和牛登録協会発行の子牛登記証明書（別紙 1）又はこれに準ずる書類（人工授精証明書（別紙 2）及び母牛登録書（写）（別紙 3））により品種を確認する。

② 生産地における飼養期間及び最終飼養地の確認

岩手ふるさと農業協同組合は、肥育牛のと畜前に、独立行政法人家畜改良センター提供の個体識別情報（別紙 4）により、岩手県奥州市前沢区における飼養期間および最終飼養地を確認する。

③ 飼養管理状況の確認

岩手ふるさと農業協同組合は、飼養管理状況の記録として、肥育牛個別ごとに肥育牛飼養管理カード（別紙 5）を確認する。

④ 肉質等級の確認

岩手ふるさと農業協同組合は、肥育牛の枝肉について、社団法人日本食肉格付協会が発行する牛枝肉格付明細書（別紙 6）により、肉質等級を確認する。

6 明細書適合性の指導

岩手ふるさと農業協同組合は、品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、飼養管理の基準に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたのにもかかわらず、それに従わない場合には、岩手ふるさと農業協同組合

は、当該生産者について、除名することができる。

7 地理的表示等の使用の確認

岩手ふるさと農業協同組合は、と畜の後に、品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、飼養管理、肉質等級の基準をいずれも満たしている牛肉にのみ、地理的表示である「前沢牛」及び登録標章が使用されているか否かを確認し、岩手ふるさと前沢牛枝肉評価表兼G I 確認書（別紙7）に記載する。この際、地理的表示である「前沢牛」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているものについても確認する。

岩手ふるさと農業協同組合は、以下の牛肉があるか否かを確認する。

- ・品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、肉質等級の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「前沢牛」及び登録標章が使用されている牛肉
- ・各基準をいずれも満たしているにもかかわらず、地理的表示である「前沢牛」のみが使用されている牛肉
- ・登録標章のみが使用されている牛肉
- ・地理的表示である「前沢牛」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている牛肉

8 地理的表示等の使用の指導

岩手ふるさと農業協同組合は、前記7の確認の際に、以下の場合に該当する場合は、「前沢牛」及び登録標章を使用した食肉市場等に対し警告を発し是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、岩手ふるさと農業協同組合は、「前沢牛」の出荷を停止する等の処分を決定することもできるものとする。

- ・品種、生産地における飼養期間及び最終飼養地、肉質等級の各基準のいずれかを満たしていない牛肉であるにもかかわらず、地理的表示である「前沢牛」及び登録標章が使用されている場合
- ・各基準をいずれも満たしているにもかかわらず、地理的表示である「前沢牛」のみが使用されている場合
- ・登録標章のみが使用されている場合
- ・地理的表示である「前沢牛」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

岩手ふるさと農業協同組合は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として、年度終了後1か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- （1）特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- （2）生産行程管理業務の対応実績がわかる資料として、以下の資料
岩手ふるさと農業協同組合が作成した明細書適合性の検査記録及び地理的表示等の使用状況の記録
- （3）提出時における最新の明細書
- （4）提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

岩手ふるさと農業協同組合は、前記 9 において提出した資料に加えて以下の資料を、岩手ふるさと農業協同組合畜産課の所在地に、その提出日から 5 年間、保存するものとする。

- (1) 子牛登記証明書
- (2) 人工授精証明書
- (3) 母牛登録書（写）
- (4) 出荷牛の個体識別情報
- (5) 牛枝肉格付明細書

11 連絡先

